



開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26

三井住友
フィナンシャルグループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 資本金及び発行済株式の総数	63
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
① 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	63～64
② 各株主の持株数	63～64
③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	63～64

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3. 直近の中間事業年度における事業の概況	17～19
4. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	14
② 経常利益又は経常損失	14
③ 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	14
④ 純資産額	14
⑤ 総資産額	14
⑥ 連結自己資本比率	14

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	32～37
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	26、61
② 延滞債権に該当する貸出金	26、61
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	26、61
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	26、61
7. 自己資本の充実の状況	115～137
8. 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）	53
9. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について 金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	32
10. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	115

銀行法施行規則第19条の2（単体）

三井住友銀行

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
① 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	111
② 各株主の持株数	111
③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	111

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

2. 直近の中間事業年度における事業の概況	6～12、20～22
3. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	16
② 経常利益又は経常損失	16
③ 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	16
④ 資本金及び発行済株式の総数	16
⑤ 純資産額	16
⑥ 総資産額	16
⑦ 預金残高	16
⑧ 貸出金残高	16
⑨ 有価証券残高	16
⑩ 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）	16
⑪ 従業員数	16
4. 直近の2中間事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	98
5. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
① 資金運用収支	98
② 役務取引等収支	98

③ 特定取引収支	98
④ その他業務収支	98
6. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
① 平均残高	98～99
② 利息	98～99
③ 利回り	98～99
④ 資金利ざや	110
7. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	100
8. 直近の2中間事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	110
9. 直近の2中間事業年度における総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	110
10. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金その他の預金の平均残高	102
11. 直近の2中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	103
12. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	104
13. 直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	105
14. 直近の2中間事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び 支払承諾見返額	104、111
15. 直近の2中間事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	104
16. 直近の2中間事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	105
17. 直近の2中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	106
18. 直近の2中間事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	107
19. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	110
20. 直近の2中間事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び 外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	109
21. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の 種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	108
22. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	110
銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
23. 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書	85～89
24. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	26、107
② 延滞債権に該当する貸出金	26、107
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	26、107
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	26、107
25. 自己資本の充実の状況	159～175
26. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	93～94
27. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	95
28. 第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	96～97
29. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	106
30. 貸出金償却の額	106
31. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について 金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	85
32. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	159
信託業務に関する事項	
33. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 信託報酬	16
② 信託勘定貸出金残高	16
③ 信託勘定有価証券残高	16
④ 信託財産額	16
34. 直近の2中間事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 信託財産残高表（注記事項を含む）	112
② 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の受託残高	112
③ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高	112
④ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、 3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	112
⑤ 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	113

⑥ 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	113
⑦ 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高	113
⑧ 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	113
⑨ 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	114
⑩ 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	114
⑪ 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	114
⑫ 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	114
⑬ 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の残高	114

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条（単体・資産の査定の基準）	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準する債権	26～27、107
2. 危険債権	26～27、107
3. 要管理債権	26～27、107
4. 正常債権	26～27、107

銀行法施行規則第19条の3（連結）	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	6～12
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	15
② 経常利益又は経常損失	15
③ 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	15
④ 純資産額	15
⑤ 総資産額	15
⑥ 連結自己資本比率	15

銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
3. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	65～69
4. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	107
② 延滞債権に該当する貸出金	107
③ 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	107
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	107
5. 自己資本の充実の状況	138～158
6. 銀行及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	83
7. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について 金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	65
8. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	138

平成19年金融庁告示第15号第8条	三井住友 フィナンシャルグループ
(定量的な開示事項)	
連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	115

自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	116
① 資本金及び資本剰余金	116
② 利益剰余金	116
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	116
④ 連結自己資本比率告示第5条第2項又は第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等 償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	116
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	116
⑥ 連結自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	116
⑦ 連結自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	116
⑧ 連結自己資本比率告示第5条第7項又は第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	116

2. 連結自己資本比率告示第6条又は第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第7条又は第19条に定める準補完的項目の額の合計額	116
3. 連結自己資本比率告示第8条又は第20条に定める控除項目の額	116
4. 連結における自己資本の額	116
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	122
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	122
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	122
(i) 事業法人向けエクスポートージャー	122
(ii) ソブリン向けエクスポートージャー	122
(iii) 金融機関等向けエクスポートージャー	122
(iv) 居住用不動産向けエクスポートージャー	122
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー	122
(vi) その他リテール向けエクスポートージャー	122
③ 証券化エクスポートージャー	122
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	122
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	122
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポートージャー	122
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポートージャー	122
② PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポートージャー	122
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ）が適用されるエクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	122
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	122
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	122
② 内部モデル方式	122
5. オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	122、137
① 基礎的手法	137
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	137
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあっては連結自己資本比率告示第14条）の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第9条第2号において同じ）	116
7. 連結総所要自己資本額（連結自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあっては連結自己資本比率告示第14条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第9条第5号において同じ）	116

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポートージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポートージャーの主な種類別の内訳	133～134
2. 信用リスクに関するエクスポートージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	133～134
② 業種別又は取引相手の別	133～134
③ 残存期間別	134
3. 三ヶ月以上延滞エクスポートージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポートージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	135
① 地域別	135
② 業種別又は取引相手の別	135
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	135～136
① 地域別	135
② 業種別又は取引相手の別	136

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	136
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに連結自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）又は第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	128
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	124, 126
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
①事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	123～124
②PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	127
③居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクspoージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	125～126
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	127
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	128

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する）	
①適格金融資産担保	128
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	128
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する）	129

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	129
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	129
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	129
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクspoージャー方式を用いる場合に限る）	129
5. 担保の種類別の額	129
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	129
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	129
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	129

証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

1. 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクspoージャーを保有しない証券化取引の原資産について、当期の証券化取引に係るものに限る）	130、131

② 原資産を構成するエクスポート・セーバーのうち、三月以上延滞エクスポート・セーバーの額又はデフォルトしたエクスポート・セーバーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポート・セーバーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	130、131
③ 保有する証券化エクスポート・セーバーの額及び主な原資産の種類別の内訳	130、131
④ 保有する証券化エクスポート・セーバーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	130、132
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	130、131
⑥ 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・セーバーの額及び主な原資産の種類別の内訳	130、131
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポート・セーバーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・セーバーを対象とする実行済みの信用供与の額	130、131
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・セーバーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	130、131
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・セーバーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	130、131
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポート・セーバーの概略（当期に証券化を行ったエクスポート・セーバーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	130、131
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	130
⑩ 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	130、131
2. 持株会社グループが投資家である証券化エクスポート・セーバーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポート・セーバーの額及び主な原資産の種類別の内訳	132
② 保有する証券化エクスポート・セーバーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	132
③ 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・セーバーの額及び主な原資産の種類別の内訳	132
④ 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	132
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る）	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	137
2. パック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	137
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート・セーバーに関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額	132
① 上場株式等エクスポート・セーバー	132
② 上場株式等エクスポート・セーバーに該当しない出資等又は株式等エクスポート・セーバー	132
2. 出資等又は株式等エクスポート・セーバーの売却及び償却に伴う損益の額	133
3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	133
4. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	133
5. 海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社については、連結自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	116
6. 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポート・セーバーの額及び株式等エクスポート・セーバーのポートフォリオの区分ごとの額	126
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・セーバーの額	127
銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	137

平成19年金融庁告示第15号第3条（単体）

三井住友銀行

（定量的な開示事項）

自己資本の構成に関する次に掲げる事項

1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	159
① 資本金及び資本剰余金	159
② 利益剰余金	159
③ 自己資本比率告示第17条第2項又は第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	159～160
④ 基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	159
⑤ 自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号まで又は第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	159
⑥ 自己資本比率告示第17条第1項第5号又は第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	159
⑦ 自己資本比率告示第17条第8項又は第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額	159

2. 自己資本比率告示第18条又は第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第19条又は第42条に定める準補完的項目の額の合計額	159
3. 自己資本比率告示第20条又は第43条に定める控除項目の額	159
4. 自己資本の額	159

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	161
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	161
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	161
(i) 事業法人向けエクスポージャー	161
(ii) ソブリン向けエクspoージャー	161
(iii) 金融機関等向けエクspoージャー	161
(iv) 居住用不動産向けエクspoージャー	161
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー	161
(vi) その他リテール向けエクspoージャー	161
③ 証券化エクspoージャー	161
2. 内部格付手法が適用される株式等エクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	161
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	161
(i) 簡易手法が適用される株式等エクspoージャー	161
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクspoージャー	161
② PD/LGD方式が適用される株式等エクspoージャー	161
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することういう。以下この条及び第4条において同じ）が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	161
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	161
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	161
② 内部モデル方式	161
5. オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	161、175
① 基礎的手法	175
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	175
6. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率（自己資本比率告示第14条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ）	159
7. 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第14条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ）	159

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクspoージャーの主な種類別の内訳	171～172
2. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	171
② 業種別又は取引相手の別	171
③ 残存期間別	172
3. 三ヶ月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	172
① 地域別	172
② 業種別又は取引相手の別	172
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	173
① 地域別	173
② 業種別又は取引相手の別	173

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	174
6. 標準的手法が適用されるエクスポートジャヤーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）又は第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	166
7. 内部格付手法が適用されるエクスポートジャヤーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートジャヤーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	163, 165
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
①事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー及び金融機関等向けエクスポートジャヤー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートジャヤーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	162～163
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャヤー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	166
③居住用不動産向けエクスポートジャヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー及びその他リテール向けエクスポートジャヤー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートジャヤーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	163～165
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポートジャヤーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー、金融機関等向けエクスポートジャヤー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャヤー、居住用不動産向けエクスポートジャヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー及びその他リテール向けエクスポートジャヤーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	166
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー、金融機関等向けエクスポートジャヤー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャヤー、居住用不動産向けエクスポートジャヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー及びその他リテール向けエクスポートジャヤーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	166

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャヤーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー及び金融機関等向けエクスポートジャヤーごとに開示することを要する）	
①適格金融資産担保	166
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	166
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートジャヤー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤー、ソブリン向けエクスポートジャヤー、金融機関等向けエクスポートジャヤー、居住用不動産向けエクスポートジャヤー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー及びその他リテール向けエクスポートジャヤーごとに開示することを要する）	166

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	167
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	167
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	167
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートジャヤー方式を用いる場合に限る）	167
5. 担保の種類別の額	167
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	167
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	167
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	167

証券化エクスポートジャヤーに関する次に掲げる事項

1. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポートジャヤーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートジャヤーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	167～169

②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	167～169
③保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	168、169
④保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	168、169
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	168、169
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	168、169
⑦早期償還条項付の証券化エクspoージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	168、169
(ii) 銀行がオリジネーターとして保留する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	168、169
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	168、169
⑧当期に証券化を行ったエクspoージャーの概略（当期に証券化を行ったエクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	167～169
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	167～168
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	168、169
2. 銀行が投資家である証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	170
②保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	170
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	170
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	170
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る）	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	174
2. バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	174
銀行勘定における出資等又は株式等エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
1. 中間貸借対照表上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額	170
①上場している出資等又は株式等エクspoージャー（以下「上場株式等エクspoージャー」という）	170
②上場株式等エクspoージャーに該当しない出資等又は株式等エクspoージャー	170
2. 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額	170
3. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	170
4. 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	170
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	159
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクspoージャーの額及び株式等エクspoージャーのポートフォリオの区分ごとの額	165
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額	166
銀行勘定における金利リスクについて銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	175
平成19年金融庁告示第15号第5条（連結）	三井住友銀行
(定量的な開示事項)	
自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	138
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	139
①資本金及び資本剰余金	139
②利益剰余金	139
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	139
④自己資本比率告示第5条第2項又は第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	139
⑤基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	139
⑥自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	139
⑦自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	139
⑧自己資本比率告示第5条第7項又は第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	139

2. 自己資本比率告示第6条又は第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第7条又は第30条に定める準補完的項目の額の合計額	139
3. 自己資本比率告示第8条又は第31条に定める控除項目の額	139
4. 自己資本の額	139
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2. 及び 3. の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	143
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	143
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 ((v) 及び (vi)) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	143
(i) 事業法人向けエクスポートージャー	143
(ii) ソブリン向けエクスポートージャー	143
(iii) 金融機関等向けエクスポートージャー	143
(iv) 居住用不動産向けエクスポートージャー	143
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー	143
(vi) その他リテール向けエクスポートージャー	143
③ 証券化エクスポートージャー	143
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	143
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	143
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポートージャー	143
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポートージャー	143
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポートージャー	143
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	143
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	143
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	143
② 内部モデル方式	143
5. オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	143、158
① 基礎的手法	158
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	158
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ）	139
7. 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ）	139

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポートージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポートージャーの主な種類別の内訳	154～155
2. 信用リスクに関するエクスポートージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	154
② 業種別又は取引相手の別	154
③ 残存期間別	155
3. 三ヶ月以上延滞エクスポートージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポートージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	155～156
① 地域別	155
② 業種別又は取引相手の別	156
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	156～157
① 地域別	156
② 業種別又は取引相手の別	157

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	157
6. 標準的手法が適用されるエクスポートジャヤについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）又は第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	149
7. 内部格付手法が適用されるエクスポートジャヤのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートジャヤについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	145, 148
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
①事業法人向けエクスポートジャヤ、ソブリン向けエクスポートジャヤ及び金融機関等向けエクスポートジャヤ 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートジャヤに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	144～145
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャヤ 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	148
③居住用不動産向けエクスポートジャヤ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤ及びその他リテール向けエクスポートジャヤ 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートジャヤに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	145～147
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポートジャヤの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャヤ、ソブリン向けエクスポートジャヤ、金融機関等向けエクスポートジャヤ、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャヤ、居住用不動産向けエクスポートジャヤ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤ及びその他リテール向けエクスポートジャヤごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	148
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートジャヤ、ソブリン向けエクスポートジャヤ、金融機関等向けエクスポートジャヤ、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートジャヤ、居住用不動産向けエクスポートジャヤ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤ及びその他リテール向けエクスポートジャヤごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	148

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤ（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートジャヤの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤ、ソブリン向けエクスポートジャヤ及び金融機関等向けエクスポートジャヤごとに開示することを要する）	
①適格金融資産担保	149
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	149
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートジャヤ（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートジャヤ、ソブリン向けエクスポートジャヤ、金融機関等向けエクスポートジャヤ、居住用不動産向けエクスポートジャヤ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤ及びその他リテール向けエクスポートジャヤごとに開示することを要する）	149

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	150
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	150
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	150
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポートジャヤ方式を用いる場合に限る）	150
5. 担保の種類別の額	150
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	150
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	150
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	150

証券化エクスポートジャヤに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポートジャヤに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポートジャヤを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	150～152

② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	150～152
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	151、152
④ 保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	151、152
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	151、152
⑥ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	151、152
⑦ 早期償還条項付の証券化エクspoージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	151、152
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	151、152
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	151、152
⑧ 当期に証券化を行ったエクspoージャーの概略（当期に証券化を行ったエクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	150～152
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	150～151
⑩ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	151、152
2. 連結グループが投資家である証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	153
② 保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	153
③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	153
④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	153
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する連結グループに限る）	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	157
2. パック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	158
銀行勘定における出資等又は株式等エクspoージャーに関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額	153
① 上場株式等エクspoージャー	153
② 上場株式等エクspoージャーに該当しない出資等又は株式等エクspoージャー	153
2. 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額	153
3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	153
4. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	153
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	139
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクspoージャーの額及び株式等エクspoージャーのポートフォリオの区分ごとの額	148
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額	148
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	158